

## 学校部活動の地域移行に向けた論点整理（中間まとめ）

令和6年4月

池田町学校部活動地域移行検討協議会

### I 総論

- 1 本町の生徒数は、中学校が1校となった平成24（2012）年度の207人から、令和4年度の出生児が中学校に入学する令和17（2035）年度には67人（68%減少）となり、少子化が急速に進行する見通しとなっています。
- 2 この状況を踏まえ、人間関係の構築や自己肯定感の涵養などの意義や役割を有する部活動について、学校での部活動の運営・維持が困難となる前に、学校と地域が連携し、地域の実情に応じ子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境づくりを目指していくことが重要です。
- 3 将来的にはすべての部活動の地域移行を目指すこととしますが、国が示す令和5年度から3年間の改革推進期間において、令和7年度に向け地域移行が可能な部活動（以下、「地域クラブ活動」という。）から取組を進めます。  
なお、当面の間、地域クラブ活動とこれ以外の学校部活動が併存することになります。
- 4 地域クラブ活動は、指導者が変わることはないよう休日及び平日での実施を基本に検討を進めることが適当です。
- 5 地域クラブ活動については、指導者確保の観点から少年団活動も含めた活動として検討します。

### II 各論

- 1 **実施体制** ・・・・別紙「学校部活動の地域移行までのイメージ」を参照
  - (1) (仮称) 池田町地域クラブ活動実施本部（以下、実施本部という。）
    - ①学校部活動を地域に移行していく場合、総合型地域スポーツクラブのような組織を受け皿として機能させていくことが容易であると考えますが、本町ではこうした組織を設置し地域で運営・維持していくとは困難です。
    - ②既存の組織（体育協会・文化協会・スポーツ少年団・スポーツ推進委員）を活用し、地域クラブ活動の実施に向けた受け皿とすることが適当と考えます。
    - ③実施本部については、設置要項による設置とし既存団体等から適宜の人数を選定し運営することとします。
    - ④実施本部は、次の（仮称）池田町地域クラブ運営事務局が計画する地域クラブ活動の運営内容の決定を行います。

(2) (仮称) 池田町地域クラブ運営事務局 (以下、運営事務局という。)

当面、指導者派遣の調整等の事務は、教育委員会が担うことが適当と考えますが、今後、継続して業務を担当する組織についての検討が必要です。

なお、運営事務局で担う業務は、次の事項が想定されます。

- ①地域クラブ活動に関する調査（ニーズ把握）や教職員の兼職兼業に関すること。
- ②地域移行可能な部活動の精査や指導者の確保・調整に関すること。
- ③指導者の報酬額の決定や中体連の申請、大会の参加に関すること。
- ④地域クラブ活動の運営（予算を含む。）や保護者負担（徴収金）に関すること。
- ⑤少年団活動との調整に関すること。
- ⑥現在の合同部活動の他町との連絡・調整に関すること。
- ⑦地域クラブ活動の広域化に関すること
- ⑧その他、予算管理と会計事務に関すること。

(3) 池田町学校部活動地域移行検討協議会 (以下、検討協議会という。)

- ①検討協議会は、令和5～6年度において、学校部活動の地域移行に関して課題の整理や実施方策等について検討を行います。
- ②令和6年度の国の実証事業を含め、運営事務局が作成する地域クラブ活動の実施計画等の検証・了承を行い、必要に応じて改善等の意見を述べることとします。

## 2 指導者の確保

(1) 実施本部からの派遣

次に示す観点から、地域クラブ活動の指導者の確保が大きな課題であり、関係団体等と十分に協議することが重要です。

- ①実施本部は、運営事務局とも協議し、実施本部を構成する団体等から地域クラブ活動の指導者を選定します。
- ②選定に当たっては、当該指導者の指導可能な活動の把握とともに、本来業務（仕事）と地域クラブ活動の指導時間等との調整を図ることも考えられます。
- ③現在の少年団活動の指導者が地域クラブ活動の指導者とする場合、少年団の児童と合わせ中学校生徒の指導も可能かなど、当該指導者との確認・了承が必要となります。

(2) 教職員の兼職兼業

- ①地域クラブ活動への参画意思のある教職員を把握することが必要です。
- ②参画意思のある教職員の兼職兼業の手続きは運営事務局で行いますが、その際には教職員の勤務時間と地域クラブ活動の活動時間との調整が必要となります。
- ③兼職兼業により指導者が確保できたとしても、教職員は基本的に6年（新採用者

は4年)で異動となることから、これを見越した指導者の確保が重要です。

(3) 指導者の報酬

規則又は要綱等により、地域クラブ活動の指導者の報酬や旅費、支払い手続きなどの詳細を定めることが必須です。

(4) 地域クラブ活動の広域化

野球など、現在、他町と合同でチーム編成をしている部活動については、当面は現状どおりの活動とするものの、本町及び他町の地域移行に向けた進捗状況を踏まえながら協議を行い、町の枠組みを超えた仕組みを構築することが重要です。

(5) 地域クラブ活動の大会参加

児童生徒が大会に参加する場合、引率者を地域クラブ活動指導者のみとするか、検討が必要です。

### 3 保護者負担

少年団活動や中学校部活動を勘案し、地域クラブ活動に要する保護者負担額を設定することにしますが、中学校部活動で措置されている困窮家庭への就学援助の適用を含め、適切な保護者負担についての検討が必要です。

# 学校部活動の地域移行までのイメージ

## (仮称)池田町地域クラブ活動実施本部

体育協会・文化協会・スポーツ少年団・社会教育委員  
・スポーツ推進委員等で構成

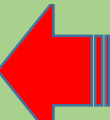
指導者の確保・派遣の調整  
地域クラブ活動運営(案)の決定

## (仮称)池田町地域クラブ運営事務局

○ 当面、教育委員会が業務を担当

- ✓ 地域クラブ活動に関する児童生徒のニーズ調査、教職員の兼職兼業希望の把握
- ✓ (休日における)指導者確保の調整、地域移行可能な部活動の精査
- ✓ 地域クラブ活動に関する指導者・日時・場所等の調整
- ✓ 指導者の報酬や大会参加のあり方
- ✓ 保護者からの徴収金(保護者負担)
- ✓ 地域クラブ活動の平日運営
- ✓ 少年団活動との調整・連携
- ✓ 合同クラブ活動に関する他町との調整・連携
- ✓ (休日の地域クラブ活動と平日の中学校部活動との連携)
- ✓ 会計事務

運営(案)の提示



(案)に対する意見、了承

指導者の派遣

## 池田町地域クラブ活動(休日及び平日の活動を目指す)

- ✓ 移行可能な部活動から実施、少年団活動の参加も検討
- ✓ 指導者報酬は、教員特殊業務手当との均衡を勘案しながらも北海道の最低賃金である1時間960円
- ✓ 検討協議会及び指導者の報酬、バス借上げ、練習場借上げは公費で負担、他の経費は原則保護者負担
- ✓ 困窮家庭の保護者負担額は、減額を検討

活動状況の報告



活動状況の検証・改善意見

R5  
～

部活動の地域移行の体制等の検討

R6  
～

実証事業↓部活動の地域移行

池田町学校部活動地域移行検討協議会

少子化の進展とともに学校規模が縮小し、学校部活動の維持が困難になる中であっても、地域の実情に応じて子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動等に親しむことができる環境づくりを目指します。